

移住促進のためのイベント等の広報業務仕様書

1 目的

石川県への移住を促進するため、首都圏や関西圏等において本県への移住希望者等を対象に効果的な広報を行い、石川県への移住の関心を高め、多くの方にイベントに参加いただくなど、本県への移住希望者の掘り起こしや移住者の増加を図る。

委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 委託予定金額

2,700千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

4 本事業の対象者について

本事業の対象者は本県への移住希望者及び石川ゆかりの方など潜在的な移住希望者

5 委託業務の内容

首都圏、関西圏等で開催する移住イベントやILAC、石川暮らしの魅力の広報を行う。
なお、広報の実施にあたっては、複数のイベントをまとめて広報するなど広報の相乗効果が生じるような工夫をすること。

○開催する移住セミナー等（令和7年8月～令和8年3月 開催分）

イベント類型	実施場所及び回数・テーマ
移住セミナー	【オンライン】年4回 (テーマ別開催予定回数) <ul style="list-style-type: none">・テレワーク：1回・地域おこし協力隊募集：1回・ソロ移住：1回・起業：1回 【首都圏】年3回 (テーマ別開催予定回数) <ul style="list-style-type: none">・農林漁業：1回・関係人口：2回 【関西圏】年2回 (テーマ別開催予定回数) <ul style="list-style-type: none">・暮らしと仕事：1回・移住者との交流会：1回 ※テーマは変更の可能性あり。

※イベント内容や開催方法を変更することがある。変更があった場合には、柔軟に対応すること。

(参考)

- ・ I L A C (いしかわ就職・定住総合サポートセンター)

石川での仕事と暮らしのワンストップ相談窓口。石川、東京、大阪に窓口を設置。

- ・ 関連ホームページ

イシカワノオト : <https://ishikawa-note.jp>

いしかわ暮らし情報ひろば : <https://iju.ishikawa.jp>

(1) インターネットやソーシャルネットワークサービスを活用した広報の実施

- ・ 石川県への移住に関心のある方をターゲットとして、インターネットやソーシャルネットワークサービスの広報媒体を活用した広報活動を行うこととし、クリック数や表示回数などの目標を設定するとともに、広報実施後、成果を報告すること。
- ・ 広告掲載のためのバナー及び掲載文を作成すること。

(2) チラシ等の作成

移住セミナー等のチラシ作成

各回 A4 サイズ、片面カラー又は両面カラーでチラシを作成し、データで納品すること。

(3) 関係機関と連携した広報の実施

いしかわ就職・定住総合サポートセンター (ILAC) やふるさと回帰支援センター等、関係機関と連携しながら広報活動を行うこと。

(4) その他効果的な広報の実施

(1) ~ (3) のほか、移住イベントを効果的に広報できる手段を提案し、いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会と協議のうえ、実施すること。

なお、広報の実施にあたっては、イベント開催の都度、広報開始前に広報方針や目標を示すとともに、イベント終了後、広報の掲載内容や利用した広報媒体、広報を実施した効果等について分かりやすくまとめて報告し、随時協議を行い、改善を図ること。

6 成果品の提出

成果物は次のとおりとする。

(1) 実績報告書

本事業の実施内容を記載した実績報告書を作成し、A4 サイズで提出すること。

(2) 電子データ

実績報告書データについては、併せてPDF等の電子媒体により提出すること。

(3) 提出期限

成果物の提出は令和8年3月31日を期限とする。

7 支払い方法

原則として、実績報告書提出後に支払うこととする。

ただし、いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会に協議し同意を得た場合、事業を執行した額を限度として、委託料の前金払を請求することができるものとする。

8 情報のセキュリティの確保

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者が業務を行う場合に当たっては、別紙1「石川県情報調達共通特記仕様書」を遵守しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙2「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

9 著作権等

(1) 著作(財産)権の所有

成果品及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権(二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む)は、委託者に帰属する(ただし、製作途中に政策案等の用途に使用して、成果品として採用されなかった制作物を除く。)ものとする。また、委託者は、コンテンツの維持又石川県の移住・交流居住に関する広報宣伝を目的とした改変及び印刷物等の二次利用をすることができるものとする。

(2) 第三者への利用許諾

受託者は、成果品及び構成素材の第三者への利用許諾を認めるものとする。

(3) 権利関係の処理等

①成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。

②第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

(4) 権利関係の留意事項

委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

10 留意事項

(1) 暴力団等の排除のため、受託者が以下のいずれかに該当する場合は、委託を行わない。委託後に判明した場合は、委託を解除できるものとする。この場合において、解除により受託者に損害が生じても、実行委員会はその責を負わないものとする。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(2) 業務の実施にあたっては、実行委員会や関係者と密に連携を図り、十分な協議の上、円滑に行うものとする。

(3) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合については、実行委員会と協議の上、決定するものとする。

(4) 業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ書面による実行委員会の同意を得なければならない。

(5) 地方での移住に関心の無い者に対し、金銭等を支給しての集客は行ってはならない。